第

5907

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 3月 2日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ コンビニ納付

Q:税金をコンビニで納付できるそうですが、どのような制度なのですか?

A:次のような制度です。

【解説】

コンビニでの税金の納付は、平成20年1月21日から、国税についてのみですが、納付することができるようになっています。

国税のコンビニ納付には、バーコード付納 付書が必要になります。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円 以下で次のような場合に所轄の税務署が発行 してくれることになっています。

- ①確定した税額を期限前に通知する場合(所 得税の予定納税等)
- ②督促・催告を行う場合(全税目)
- ③賦課課税方式による場合(各種加算税)
- ④確定した税額について納税者から納付書の 発行依頼があった場合(全税目)

利用できるコンビニは、次のお店です。

くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、セーブオン、生活彩家、セイコーマート、セブンーイレブン、デイリーヤマザキ、ナチュラルローソン、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100







